

【解題】「鉄山一件——山方役所留記」

山方役人「留記」としての「鉄山一件」

大槻 守

はじめに

小葉田淳氏は日本鉱業史研究の道を拓いた人であるが、全国各地の鉱山史料探訪の遍歴を重ねてようやく『日本鉱山史の研究』正統を著したと述懐している。氏によると、鉱山史料の所在は三つに分けられるといい、それは(1)幕藩側の史料、(2)地方役人の記録、(3)鉱山業者である山主(山師)の史料である。当地播磨のたたら製鉄研究では、今まで(3)として、本書に収録の「千草屋手控帳」を初めとする千草屋関係史料が知られていたし、今回新しく「播州宍粟郡鉄山請負御用留」を加えることができた。しかし、(1)・(2)にあたる史料は採集されてこなかった。多くは、小葉田氏の視野になかった、いわば第(4)ともいえる地域の史料、分散して各地に所在する区有文書や個人所蔵文書を主としてきた。いわばたたらを外側から支えていた人たちの史料で研究してきたといえるかもしれない。その代表的な著作、鳥羽弘毅氏の『たたらと村』は、書名からも内容からもその性格をよく示していると思われる。

それに対して、本文書「鉄山一件」は上記の(2)にあたる山方役人の記録であり、今まで知られてこなかった鉄山支配や経営の実像がうかがえる基本的な史料といえる。ただ、期間が宝暦六年(一七五六)から寛政六年(一七九四)までという僅か半世紀足らずのことであり、内容は鉄山請負の手続きに関わることだけに限られているといううらみはある。このようにかぎられた期間ではあるが、この頃が特異な田沼時代であり、山方役所の上部機構である勘定所の機能が強化され

ていることや、鉄座の設置や天明の飢饉といった時代背景があることを考えると興味深い内容が多い。

一、山方役所と地役人

本史料の裏表紙には「山方御役所」と記されており、これが山方役所で記録され所蔵されてきたものであることがわかる。

出石(いだいし)⁽¹⁾に山方役所が置かれたのは、「勤方覚書」(宇野⁽²⁾)によると、延宝七年(一六七九)、池田家山崎藩三万石が本田家一万石と天領二万石に別れた時で、場所は山崎町の東郊、須加村(須賀村ともいう)東出石の陣屋内であった。さきの文書によると、山方役所の職務は御運上山(鉄山稼・鉄砂流山稼・雑木座稼)⁽³⁾の山物取締、伊(揖)保川筋魚稼取締、富士野御番所分一銭取立である。その後、宍粟郡の支配は目まぐるしく変遷するが、幕末にいたるまで天領(大名預地を含む)の村々の山に関する一切、薪炭・鉄・鉄砂・用材等すべてを取り締まることとなる。天領を支配する代官の職務は一般には地方(民政一般)と公事方(警察・裁判)であるが、鉱山がある場合には山方が置かれていたのである。但馬の生野銀山でも世襲的に山方業務に携わる山方役人がおり、地役人と呼ばれていた。ただし、生野では銀山の監督と採掘・精錬・輸送などに関する事務を行っており、当地とはその役割を異にしている。

出石の山方役所で役人を勤めたのは小針と杉尾の両氏であった。

小針・杉尾両氏とも在地の者の子孫と思われるが、その出自に関わる史料が確認されていないので確かなことは分らない。ただ、両氏の連名で生野代官へ提出した「勤方覚書」では「山方御役所詰地役人」と名乗っており、生野銀山の場合と同様、在地の者であったと思われる。ただ、宇野正磯氏は「小針氏は伊豆より来たといわれる」と書いてい

る(宇野11)が、典拠は示されていないので、今となつては確認することができない。代々世襲であつて勘定所の支配下にあつたことは、先の「勤方覚書」に老年または病身となつたときは、退役願を大坂城代を通して勘定所に提出し、「御勘定所へ御伺の上、次役の儀も仰せ付けられ来り候」と記していることで明らかである。事実、『大坂代官竹垣直道日記』(三)の弘化二年十一月の項に、地役人杉尾慎一郎に対し「(父)仁助病氣二付、御暇明跡江悴慎一郎御抱入被仰付取来、御給米被下候段申渡」とある。

山方役所の機構は次のとおりであつた(勤方覚書)。構成は上役としての山方役人二人(小針・杉尾)と中間二人、五か所の口留番所には下役として番所詰五人と中間三人が置かれ、さらに運上林の監視のために百姓から任命された山守一四人が配置されていた。山方役人らの手当は、小針氏が一〇石三人扶持、杉尾氏が一〇石五斗で、各口留番所に配置された下役の給米は三人が七石、二人が五石二斗五升であつた。給米は郡内村々の年貢米の内から取り置いて、二・五・一〇各月の三季に分けて渡されていた(宇野11・52)

二、「鉄山一件」と小針忠太左衛門

本史料は先に挙げた山方役人である小針忠太左衛門が職務上の覚えとして記録していたものである。このことについて、文書中に次のような興味深い記述がある〔6〕⁴⁾

明和元年(一七六四)八月、にわかには郡北部の村々が生野代官所から乃井野藩預地へと支配替えとなつた時のことである。たまたま赤西・天小屋両鉄山請負の伺書を勘定所へ差し出す準備を進めていたところであつた。生野代官所からの文書引継ぎが遅れて、十一月の請負期月に間に合わないことを恐れた乃井野藩担当者が、小針に文書の控

はないかとたずねたところ、小針が所持していた「この帳面」(鉄山一件)をその場で提出したので、急場が切り抜けられたというのである。

そのとき、この帳面が「役所留記」(以後「留記」と記す)と呼ばれたところを見ると、公的品格を認められたとみることが出来る。先の享保の改革で勘定所に職務として留役が置かれることになり、文書を整理し文書目録を作成したり、職務記録として留書・留帳を残したりするようになっていた。公文書システムの確立だと評されるが、乃井野藩の対応を見るかぎり、地方の役所にまでそのシステムが及んでいたように思われないので、この「留記」は世襲で業務を引き継ぐ小針氏が必要に迫られて、勤務上の参考として書き留めるようになったものであろう。それはまた、小針忠太左衛門の勤勉実直な勤務態度にもよるものと思われる。後で述べる天明八年(一七八八)の勘定所普請役の当地見分の際にも、適切な内容の書類を迅速に作成したと賞賛されている〔23〕。この時、彼自身も普請役への対応を詳細に記録しており、こうした記録が「後々当役所被勤候衆中後学ニも可相成哉」と記しており、その活用を期待していたことがわかる〔23〕。事実、後に子孫が職務内容の明細を記した「勤方覚方」が作成できたのも、こうした記録が保存されていたからに違いない。

だが、残念ながら、こうした文書は明治初年、山方役所の廃止にともない廃棄されたのであろう。「留記」の類も現在のところ、この「鉄山一件」しか存在していない。本史料も県立歴史博物館がたまたま古書店から購入した古文書の中に含まれていたものであつて、山方役所から流出した経緯は明らかでない。このほかに山方役所文書として今に伝わるのは、同役所の襖の下張りから発見された僅か二点だけである(宇野114・115)。なお、今までに本「留記」中の文書と一致する鉄山

請負文書が二点(宇野7・8)、個人所蔵文書として採集されていることも挙げておく。

この「留記」は原文書の控または写であるので、誤字・脱字と思われる箇所がいくつかみられる。編者で気づいた箇所は、その旨を注記しているが、それ以外にもあるかもしれない。先の下張り文書と「留記」の該当文書〔22〕とを照合してみると、前者の欠損部分を補うことが出来るが、逆に「留記」の方で削除されたと思われる箇所が三カ所あることが分った。主な二カ所は「倅義若年に付、〈取ノ悪敷身上ニ罷成、仕入等も涉々敷不仕候ニ付〉鉄吹方も甚猥リニ罷成」と、「入札ニ被仰付候処、〈鍋ヶ谷之儀は外ニ無類宜敷御山之儀故〉私丈夫ニ踏込み」である。へ～内が削除部分であるが、文意を補足説明するこれらの部分がなぜ削除されているのだろうか。これ以前の吟味でほぼ同様の説明をしているので繰り返しを避けたのだと考えると、下張り文書は案文であったのかもしれない。最後の署名押印の部分が欠けているので確認はできない。

山方役人は代々世襲だと述べたが、小針忠太左衛門は晩年まで職務を全うして子どもに引き継いでいる。享和二年(一八〇二)と三年の生野代官所文書(宇野70・71)によると、五五年にわたって職務に精励してきた忠太左衛門が八〇歳を迎えたとき、倅の覚右衛門に跡を譲りたいと申し出たところ、代官布施孫三郎が勘定奉行を通じて褒美を申請し、老中松平信明から銀五枚が与えられたとある。ただ「留記」の〔23〕では倅は栄治とあるので、別の倅なのか改名しているのかは分らない。小針氏はその後、忠太左衛門の孫と思われる茂久平が安政六年(一八五九)、杉尾氏と連名で「勤方覚書」を提出するなど幕末まで勤めており、屋敷跡が山方役所の隣にあったが、現在は当地に子孫は残っていない。

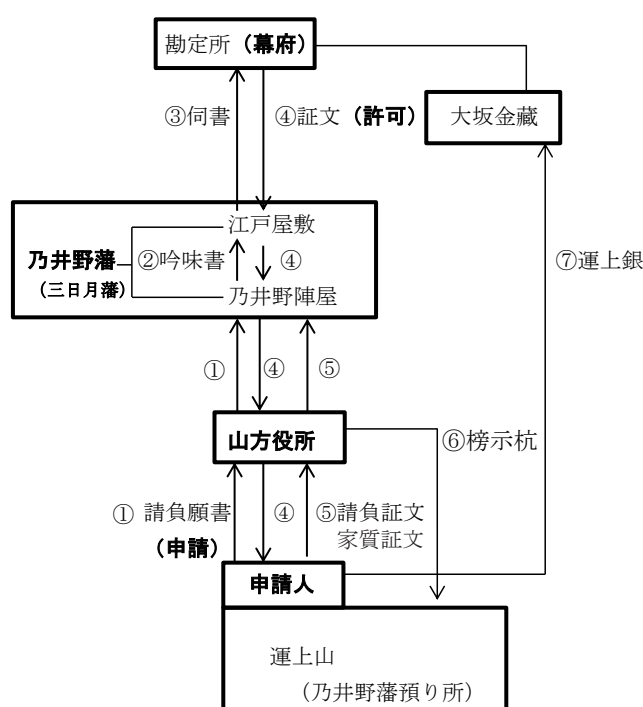
三、山方役所の職務から見た本史料の性格

山方役所の職務に、先に述べたように運上山からの運上銀徴収があった。小葉田氏の研究からいえば、宍粟郡の運上山は請山というべきかもしれない。請山では期限を一年とか三〜五年とか限って運上額を入札し、請負人が運上を納入するものである。大規模な金・銀や銅山と違って、宍粟のたたら製鉄では幕府や藩が生産に直接関与することはなく、すべて請負人である鉄山師に任せている。山方役所がたたら製鉄に関与するのは、鉄山師が出願してから勘定所の承認が得られるまでの過程である。従って「留記」はその後の生産から流通にいたるまでの申請と許可をめぐるやり取りを記録した役所文書である。

なお、本書に収録の「鉄山請負御用留」とは鉄山請負をめぐる共通する面もあるが、申請する側と吟味する側という立場の違いもある。さらに時代の推移を映して用語や文書の様式で大きな変化が認められ、山方役所の決済手続きの整備や文書の定型化がうかがえるようである興味深い。

たたら経営は支配役所(代官所)が鉄山請負人を募集することから始まる。安永八年(一七七九)の鍋ヶ谷鉄山の場合〔22〕は二人の競争となり、入札者は思い切って高値で落札したと言っているが、「留記」の記録に限って言えば、これは例外で、それ以外は跡受継か場所替えでの出願であり、ほかに希望者がなく入札なしとなっている。

請負人はまず山方役人との間で請負条件について折衝し、一応調ったあと、支配役所(代官所か預所乃井野藩)へ請負願書を提出する。本文書の場合は大部分が預所だが、そこでさらに吟味を行った後、江戸藩邸を通して勘定所へ伺書(吟味書を添えて)が提出される。山方役人は吟味に立ち会い意見は述べているが、決定には与っていない。



勘定所でもなお評議があつて請負条件の変更があつたり、差し戻しになつたりすることがあつた。文書は江戸表飛脚便で往復することになるが、この間のやり取りはほぼ三ヵ月程度である。中には高羅山鉄山の場合のように三年越しの交渉となつた場合もあつた（22・24）。請負が認められると、伺書の裏書か別紙（附箋）で通知がある。これを証文または附書といっている。証文には勘定奉行以下勘定所役人一〇人前後の押印がある。当時、経済政策の要にいたつたという勘定奉行勝手方石谷清昌（備後守、在任宝暦九年〜安永八年）と思われる名前も見ええる。請負が承認されると、請負人は改めて請負証文・家質証文を差し入れ、山方役人が現地に赴いて、承認された鉄山の境界を示す傍示杭を周囲五ヵ所に建てている（図1）。

いずれの場合でもこうした一連の手続きが繰り返されるのだが、すべての書類が一式揃って残っている場合は少なく、表1で見えるようにこの時代を通して七例だけである（3・4・8・21・24・25）。伺書・証文が欠けている例が多いのは、これは江戸表での交渉であって、山方役所の関与の外であつたからかもしれない。証文は鉄山請負を証する重要な公文書のはずだが、これが欠けているところからみても、やはり、本「留記」は山方役所の公式記録でなかったといつてよいであろう。

なお、石川準吉氏が代官所と勘定所との往復文書「生野代官より勘定奉行に対する稟伺とその回答」を翻刻公刊している（『生野銀山と生野代官』が、伺書の内容（銀山経営）や分析視点（代官制度）が異なるので、参考にはなるが同一には論じられない。

四、勘定所支配と普請役の見分

「留記」が記録しているのは、宝暦六年（一七五六）から寛政六年（一七九四）までの三八年間である。この時代は田沼意次が実権を握っていた時代（一七五八〜八六）と重なっている。当時既に年貢の増徴は限界にきており、年貢収入だけでは幕府財政が維持できなくなっていた頃である。幕府は政策を重農主義からいわゆる重商主義政策へと転換せざるをえなくなっており、安永九年（一七八〇）の鉄座の設置もその一つであった。鉄を安く買い入れて独占的に高く販売しようとするもので、天明五年（一七八五）の請負願書〔19〕では、鉄値段が「下直二而八拾目内外二相成」、「甚難渋仕、相続難仕ニ付」と苦境を訴えている。勘定所にあからさまに鉄座のせいだとは書けなかったかもしれないのに。一方、当の勘定所はいかにして財源を確保するかが至上命令として課せられていたところである。運上銀は「定小物成ではない」といって、勘定所が、またその意を受けた預所が鉄山請負人

表 1 決済関係文書一覧

	山名	請負人	請負年	請負願書	伺書	証文・附紙	請負証文	家質証文	傍示杭
1	有賀原鉄山	鳩屋	宝暦 6	○			○	○	○
	斎木村	鳩屋					○	○	
2	高羅山	湊屋	宝暦 7	○			○	○	
3	赤西山	鳩屋	宝暦 8	○	○	○			○
	斎木村	鳩屋		○	○	○			
	高羅山	湊屋		○	○	○	○	○	○
4	赤西山	鳩屋	宝暦 9	○	○	○	○	○	○
	斎木村	鳩屋		○	○	○	○	○	
	天小屋山	湊屋		○	○	○	○	○	○
5	斎木村	鳩屋	宝暦 11					○	
	赤西村	鳩屋							○
6	赤西山	鳩屋	明和元	○◎			○	○	
	斎木村	鳩屋		○			○	○	
	天小屋	湊屋		○			○	○	
7	池田山	湊屋	明和 2	○	○	○	○	○	
8	鍵掛山	鳩屋	明和 4	○	○	○	○	○	○
	斎木村	鳩屋		○	○	○	○	○	
9	池田山	湊屋	明和 5	○			○	○	
10	鍵掛山	鳩屋	明和 6	○	○	○	○	○	
	斎木村	鳩屋					○	○	
11	鍵掛山	鳩屋	明和 9	○			○	○	
	斎木村	鳩屋		○			○	○	
12	三久庵	鳩屋	安永 2	○			○	○	
	斎木村	鳩屋		○			○	○	
13	一ノ谷山	湊屋	安永 6				○	○	
14	三久庵	鳩屋	安永 7	○			○	○	
	斎木村	鳩屋		○			○	○	
15	鍋ヶ谷	鳩屋	安永 9	○			○	○	
16	音水	鳩屋	安永 10				○	○	
	斎木村	鳩屋					○	○	
17	鍋ヶ谷	鳩屋	天明 3	○			○	○	

	山名	請負人	請負年	請負願書	伺書	証文・附紙	請負証文	家質証文	傍示杭
18	鍋ヶ谷	鳩屋	天明 6	○			○	○	
19	音水	鳩屋	天明 6	○			○	○	
	斎木村	鳩屋					○	○	
20	音水	鳩屋	天明 9	○			○	○	
	斎木村	鳩屋		○			○	○	
21	万ヶ谷	鳩屋	寛政 3	◎●	○	○	○	○	○
	斎木村	鳩屋		◎●	○	○	○	○	
22	高羅山	鳩屋	*天明 8	○◎●	○				
24	高羅山(続)	鳩屋	天明 8		○	○	○	○	○
25	高羅山	鳩屋	寛政 5	○	○	○	○	○	○
26	万ヶ谷	鳩屋	寛政 6	○	○	○	○	○	△
	斎木村	鳩屋		○	○	○	○	○	△

出典：「金山一件」

(※)網掛け箇所は湊屋請負分を示す。

(※)請負願書のうち、◎は再度、●は再再度提出されていることを示す。

(※)表の番号は文書群番号を示す。

に執拗に運上銀の増額を迫っていた背景が、ここにあつたように思われる。

運上銀算定の基準がどこにあつたかが分らないと、当地では今まで言われてきているが、「留記」に記録された折衝を見る限りで言えるのは、勘定所(乃井野藩)側にはたたら製鉄に必要な経費を査定したり、鉄価や米価の市場動向を見極めたりしたうえで運上高を決定するといった手続きはなく、契約更新ごとにただそれまでよりさらに増額を要求しているだけである。「何分にも増額無之候而は御伺難被成間、是非可相増旨被仰渡」というのが請負願書では決まり文句となつている。勘定所が増額でなければ受け付けられないと言っているからである。勘定所は、鉄山であれば、山の大小や年季の長短はともかくどの鉄山でも生産力に変わりはないという²²⁾。鉄砂と炭だけを使う鉄山は他の鉱山と比べて生産性に余り変動はないと見られていたと思われる。請負人が、山によつて鉄砂にも炭にも質の違いが生まれ、生産高や製品の質に影響すると主張しても納得してもらえていないし、新規場所替えでは道・橋の普請から鑪場・下財居小屋の建築まで経費がかさむと主張しても考慮された跡がみられない。吟味が二度三度と繰り返されたあと最後は、御留山となつては抱えの下財(山内労働者)に難儀が及ぶであろうとか、鉄山付の村々が困窮するではないかと言ひ出され、その言い分を「千万難黙止」と受け入れ、運上銀増で請負人側が妥協するのがほとんどである。その実態は表2が示す通りである。

ところが一度、吟味が行き詰まつて、勘定所役人が現地を見分するという事態に発展したことがあつた。天明八年(一七八八)の高羅山鉄山の請負申請の時である。

勘定所役人の伺方は各地の代官や預所役人から小物成や諸運上に

表2 播磨国宍粟郡における鉄山請負状況

地域	種類	村名	山名	請負人	請負期間	年数	運上銀（匁）	運上銀額増減	備考
揖保川	鉄山	皆木村	有賀原山	千草屋源右衛門	1755/11～1756/10	1	3,784.00		請負期間中に中絶
				鳩屋孫右衛門	1756/11～1758/10	2	3,784.00		千草屋より請負引継
		原村	赤西山	鳩屋孫右衛門	1758/11～1759/10	1	3,784.00	43匁増	有賀原山より移転
					1759/11～1761/10	2	3,827.00		請負継続
					1761/11～1764/10	3	3,827.00		請負継続
					1764/11～1766/10	2	3,848.50		請負継続
		原村	鍵掛山	鳩屋孫右衛門	1767/01～1768/12	2	3,848.50	14匁5分増	赤西山より移転
					1769/01～1771/12	3	3,863.00		請負継続
					1772/01～1772/12	1	3,875.00		請負継続
		引原村	三久庵山	鳩屋孫右衛門	1773/01～1777/12	5	3,900.00	25匁増	鍵掛山より移転
					1778/01～1780/12	3	3,915.00	15匁増	請負継続
		引原村	音水山	鳩屋孫右衛門	1781/01～1785/12	5	3,935.00	5匁増	請負継続カ
					1786/01～1788/12	3	3,940.00		請負継続
					1789/01～1790/12	2	3,950.00		請負継続
		引原村	万ヶ谷山	鳩屋孫右衛門	1791/01～1793/12	3	3,958.60	8匁6分増	音水山より移転
					1794/01～1796/12	3	3,970.00	11匁4分増	請負継続
	鉄砂流山	斎木村		千草屋源右衛門	1755/11～1756/10	1	1,204.00		請負期間中に中絶
				鳩屋孫右衛門	1756/11～1758/10	2	1,204.00	43匁増	千草屋より請負引継
					1758/11～1759/10	1	1,204.00		請負継続
					1759/11～1761/10	2	1,247.00		請負継続
					1761/11～1764/10	3	1,247.00		請負継続
					1764/11～1766/10	2	1,255.60		請負継続
					1767/01～1768/12	2	1,270.00		請負継続
					1769/01～1771/12	3	1,270.00		請負継続
					1772/01～1772/12	1	1,270.00		請負継続
					1773/01～1777/12	5	1,270.00		請負継続
					1778/01～1780/12	3	1,270.00		請負継続
					1781/01～1785/12	5	1,270.00		請負継続
					1786/01～1788/12	3	1,270.00		請負継続
					1789/01～1790/12	2	1,270.00		請負継続
					1791/01～1793/12	3	1,270.00		請負継続
					1794/01～1796/12	3	1,270.00		請負継続
千種川	鉄山	東河内村	高羅山	湊屋徳兵衛	1757/12～1758/11	1	1,290.00		新規請負
					1758/12～1759/11	1	1,290.00		請負継続
		西河内村	天小屋山	湊屋徳兵衛	1759/12～1764/11	5	1,333.00	43匁増	高羅山より移転
					1764/12～1765/11	1	1,341.60	8匁6分増	請負継続
		西河内村	池田山	湊屋徳兵衛	1765/12～1767/11	2	1,350.00	8匁4分増	天小屋山より移転
					1768/01～1769/12	2	1,361.50	11匁5分増	請負継続
		西河内村	一ノ谷山	湊屋徳兵衛	1777/01～1779/12	3	1,430.00		請負継続カ
		西河内村	鍋ヶ谷山	鳩屋孫右衛門	1780/01～1782/12	3	5,335.69	3貫905匁6分9厘増	一ノ谷山より改名
					1783/01～1785/12	3	5,350.69	15匁増	請負継続
					1786/01～1787/12	2	5,355.00	4匁3分1厘増	請負継続
		東河内村	高羅山	鳩屋孫右衛門	1788/01～1792/12	5	1,570.00	3貫785匁減	鍋ヶ谷山より移転
					1793/01～1797/12	5	1,585.00	15匁増	請負継続

※笠井今日子「鉄山一件」からみる一八世紀後期播磨国宍粟郡のたたら製鉄より

ついで伺書が提出されると、吟味し、その運上高の是非をはかっていた。書類上の審査だけではなく全国に派遣されて実地見分もしていたという。実は『たたらと村』に、宝暦一〇年（一七六〇）に勘定所役人二人が安栗郡鉄山調査に来郡したとあるのだが、史料上確認できないし、この「留記」にもまったく出てこないもので、ここでは触れないことにする。

勘定所役人の見分は、乃井野藩にとっても山方役人にとっても、この時期最も重大な出来事であった。ことの始まりは天明七年（一七八七）五月に、請負人鳩屋が請負鉄山を鍋ヶ谷から高羅山へと場所替えを願いだしたことであった。問題は一か年運上銀高が五貫三五匁から一貫二九〇目へと激減していたことである。山方役人と乃井野藩が三回にわたって吟味を繰り返し、ようやく鳩屋に一貫五〇〇目まで増額させたが、それ以上は無理だと応じなかった。このころの実情をみると、連年凶作続き（天明の飢饉）で米価が高騰し、「山内大勢のもの及飢候」といい、拝借米を願ひ出、雑穀など買い集め、ようやく露命をつなぐ有様だったとある。一方千草谷の村々からは「鉄山稼無御座候而ハ誠ニ必至と及難儀候」と窮状を訴えられていた。こうした実情を踏まえて到底これ以上の増額は受け入れられないといったのである。この運上高で同年八月、勘定所へ伺書を提出したのだが、やはり受理されず差し戻しになった。さらに一貫五四〇目まで上げさせて、一二月の年季明きも迫っていたので急ぎ九月に再提出した。このとき経営の内情を説明するのに数字を具体的に挙げているが、これが当時のたたら経営の実態が窺われる数少ない史料となっている。ところが翌八年、半年も過ぎた四月になって、勘定所から安栗郡運上山鉄山稼一覽の提出を命じられた。吟味方桜井徳右衛門の指示とあるので、この件が監査機関にかかっていることが分る。八月、桜井から大幅な減額は

認められないので、鉄山稼ぎ場所の実地見分に役人を派遣すると申し渡しがあつた。

勘定所普請役二人が石見大森銀山見分の後、当郡へ到着したのはさうに翌九年（寛政元）の正月早々であった。四日、美作街道を経て徳久（佐用郡）に泊り、五日に当郡に入った。鉄山の視察日程は次の通りであった。

八日 高羅山、九日 鍋ヶ谷山、一〇日 音水山

五日頃から雪が降り出し、九〜一〇日にかけてはことに大雪となり、音水山内では二尺余りの積雪となる。

普請役は図2のようなコースをたどって見分を終え、一日、東出石の鳩屋宅へ入り一八日まで滞在。この間、鳩屋の吟味や吟味書類の作成などを行っている。姫路に向かって出発したのは一九日であった。

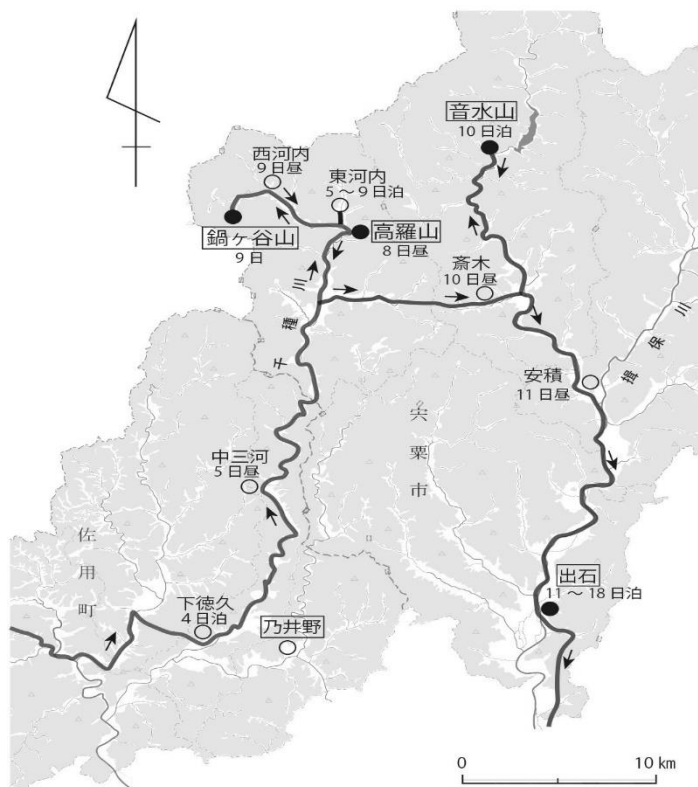


図2 普請役見分コース

普請役出張の任務は、右のように当該鉄山の現地調査を始めとして、運上山の稼行状況、運上山関係書類（播州完栗郡鉄山・雑木座字ヶ所限り書上帳）等の調査、鳩屋の請負願書（吟味書）に対する本人吟味であり、さらにもう一点は鳩屋が承認前に操業したという勘定所の下知軽視に対する追及であった。

運上銀については、普請役がこうして当地へ派遣されたからには何としても増額をとの要求であった。鳩屋は鍋ヶ谷山と比較し高羅山の条件がいかに劣っているかを縷々説明したが、現地を見て尤もなところはあがるが、ここはどうしても、さらに一カ年三〇匁増をとの要求を引かず、やむなく承諾することになる。その折衝状況をみていると、それまでと何も変わることはなかった。次に、承認前の操業開始については、当地が雪所である実情を説明し、従来からの仕来りとして、請負期限の四、五か月前から普請にかからざるを得ないこと、支配役所には届をしていたことを説明した。小針も代々そのように計らってきたと確認している。さらに、山方役人として、山崎藩時代からの鉄山稼行の経緯を文書にして差し出し、鉄山稼行は当郡百姓作間稼ぎにとつても不可欠なことであり、年貢上納の助けにもなるし、山内には多数の下財を抱えているので、どうかして鉄山稼ぎを継続させていただきたいと上申している。

この間の小針忠太左衛門の普請役への応対ぶりは終始行き届いたものであり、ともに対応した乃井野藩役人からみても実に適切で、要求された書類も手早くしかもよく求めに応じた内容を提出したと感服し、今後の何方役所の手本になるとまで賞賛している。さらに後日、藩主から紋付上下を拝領するという栄誉も得ている。

五、鉄山師の盛衰

当地方ではたたら製鉄の経営者を鉄山師⁹とか鉄山稼人などという。「留記」でも鉄山師であり、（鉄山）請負人である。

「書上帳」（23）によると、宍粟郡での鉄山稼ぎは寛永二年（二六二五）に始まり、以後一か年も休みなく続いてきたとあるが、「留記」に登場するこの当時の鉄山師は鳩屋と湊屋である。百年余り鉄山稼ぎを続けていた千草屋平瀬家が製鉄業から手を引き、鳩屋と湊屋に引き継がれるところから始まっている。文書（1）を見ると、千草屋源右衛門が、有賀原鉄山と斎木村鉄砂流山を宝暦五年（一七五五）から八年までの三年間の年季で請負いながら、借金がかさんだため、一年後に経営不能に陥り、鳩屋が受け継ぐことになった事情を明らかにしている。鳩屋にとつては初めての鉄山稼ぎであったが、鉄山が中止となつては山村村々が困窮することになると、たつて求められたので引き受けたと述べている。為政者も宍粟郡北部の村々は寒冷積雪の単作地帯であり、鉄山稼ぎに依存せざるをえないことを知っていたのである。鳩屋も「外商売二而村方之様子」が分っていたからだと言っているのは、承応年間（一六五〇年代）から雑木座稼ぎをしており（宇野97）、山間の村々の事情をよく理解していたからであろう。

たまたま同じ頃、千種川流域の高羅山鉄山を湊屋徳兵衛が請け負うことになる（2）。この時の請負願書を見ると湊屋も「私義、是迄鉄山は馴不申義二御座候得は」とあるので、湊屋もまた新規に鉄山稼ぎに参入していたことがわかる。こうしてしばらくは、第2表でみるように揖保川上流で鳩屋が、千草谷で湊屋が鉄山を請負うことになる。湊屋は天小屋・池田山・一ノ谷山と鉄山経営を二〇余年続けたが、徳兵衛没後は急速に経営に行き詰まり、安永八年（一七七九）、一ノ谷山を手放すことになり、鳩屋が入札で競り落としている（15）。こうして、

その後は鳩屋が揖保川筋でも千草谷でも独占的に鉄山経営をするようになったようである。

ところで、表2で分るように、揖保川筋と千草谷では請負形態に違いがある。前者は鉄山と鉄砂流山とがセットであり、後者では鉄山だけである。鉄山内での鉄砂流（鉄穴流）で鉄砂がまかなえるかどうかなのであろう。運上銀高は前者が五貫目代で、後者は鍋ヶ谷を除くと一貫目代と大きな開きがある。千草谷は津出場である出石まで難所で道法が遠いこともあるが、生産力に大きな差があつたのではなからうか。

それから半世紀余り経つた安政六年（一八五九）の「勤方覚書」を見ると、当時の鉄山請負人は山崎町徳久屋と大坂の泉屋となっており、鳩屋は既に撤退している。当地の鉄山師には鉄山稼ぎで財を成したという成功者はいないようであるのだが、大坂へ進出した千草屋は成功しているし、鳩屋は幕末まで鉄山運上銀も扱う掛屋として活動している（「勤方覚書」）。こうしてみると、大山林地主であり、大土地所有者でもあつた中国地方の鉄山業者が幕藩体制に組み込まれて保護され、特権を得ていたといわれるのに対して、宍粟郡のたたら経営者は地域農民からは期待されながらも、そうした保護育成からは埒外にあり、天領での請山経営という制約から逃れられない状況にあつたということなのであろう。

本文書から、そうした制約の中で鉄山経営を模索している鉄山師の姿と、それを地域社会の中で生かそうとしている山方役人の動きを読みとることができる。

注

- (1) 出石は津出場と呼ばれ、高瀬舟の発着点で、揖保川水運の要衝であった。
- (2) 正確には「播州宍粟郡須賀村山方御役所 附前々より勤方覚書」とあり、宇野正磯編『近世千草鉄山史料』下に収録されている。宇野編の史料集四冊にはすべて史料に通し番号が付されているので、以後、引用する場合には「(宇野〇〇)」と注記する。
- (3) 富士野口留番所で、富士野峠(一宮)を越えて運ばれてくる但馬の商い物から分一銭を取り立てていた。
- (4) 「〇〇」は文書群番号を示し、本書目次の番号でもある
- (5) 森家一万五千石の外様の小藩で、三日月藩とも言う。陣屋を三日月の隣村乃井野に築いていた。
- (6) 4には赤西山と天小屋の二例が含まれている。また、24は22の続きである
- (7) 理由を五点上げている―①土地が險阻で木征が悪いこと、②鉄砂がないこと、③竈土がなく鍋ヶ谷山から取ること、④足し山として別運上を出して買い受けること、⑤鉄吹き方も小模様にし稼げないこと。
- (8) 道橋、小屋掛けなどの普請ができなくなること、ことに屋根葺き茅が雪に敷かれると使えなくなること、を挙げている
- (9) 『国史大辞典』では「鉄師」(向井義郎)の項を起こし、中国地方で一七世紀後半以降に用いられたとあり、鉄山師の呼称が転訛したものと考えられるとしている。当地では、『千種町史』が見出しで鉄師を使うが、本文では鉄山師であり、『たたらと村』ではすべて鉄山師である

参考文献

- 宇野正磯編『近世千草鉄山史料』上中下、一九六六～七〇、私家版
 宇野正磯編『宍粟鉄山並金屋鑄物史料』、一九八九、是川文庫
 『千種町史』、一九八三、千種町
 『山崎町史』、一九七七、山崎町
 『地方凡例録』下、一九八四、近藤出版社
 『大坂代官竹垣直道日記』第三集、二〇〇九、関西大学・なには大阪遺産学研究センター
 『勘定所』『勘定奉行』『国史大辞典』3、一九八三、吉川弘文館
 石川準吉『生野銀山と生野代官』、一九七五、行政史料刊行会
 小葉田淳『日本鉾山史の研究』、一九六八、岩波書店
 鳥羽弘毅『たたらと村』、一九九七、千種町教育委員会
 大石慎三郎『宝暦天明期の幕政』『岩波講座日本歴史一一 近世4』、一九七六、岩波書店
 大石学『享保改革と社会変容』『日本の時代史 一六』、二〇〇三、吉川弘文館
 笠井今日子『鉄山一件』からみる一八世紀後期播磨国宍粟郡のたたら製鉄』『ひょうご歴史研究室紀要』第3号、二〇一八、兵庫県立歴史博物館
 野原健一『近世後期産鉄市場構造の特質』『日本製鉄史論』、一九八三、たたら研究会
 深谷克己『一八世紀後半の日本』『岩波講座日本歴史一四 近世4』、一九九五、岩波書店
 深井雅海『宝暦天明から寛政』『岩波講座日本歴史一三 近世4』、二〇一五、岩波書店